

宇和島基署発第 1221 第 1 号
平成 29 年 12 月 21 日

各団体の代表者 殿

宇和島労働基準監督署長

労働者を使用して水産業を行う際の遵守事項の周知について

日常から労働基準行政にご協力いただきありがとうございます。

現在、政府が推し進めている「働き方改革」では、労働者の安全衛生確保や、労働条件確保は主要課題の一つとされています。

当署においても労働者の安全衛生や労働条件確保対策を行わせていただいておりますが、例年、当署管内の労災事故の約 1 ~ 2 割を水産業に従事する労働者が占めるとともに、当署で実施している個別指導では、水産業を行う事業場の約 8 割に、関係法令の違反が認められています。

このため、労働者を使用し水産業を行っている事業場において、特に遵守していただきたい 7 項目を、別添のとおり取りまとめさせていただきました。

つきましては、貴団体傘下の会員・組合員等で、労働者を使用され水産業を営む方に対し、貴団体事務所への掲示や回報への掲載など、可能な範囲内で周知のご協力いただきたく、ご依頼申し上げます。